

# 泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

## 2 陣控訴審、 早期結審判決へ大きく動き出す



1月30日、控訴審原告本人尋問の後の報告集会

### 1 2陣控訴審の審理 日程がほぼ確定!

去る1月30日、大阪高裁で2陣控訴審の第3回公判が開かれ、3名の原告本人尋問が実施され、公判終了後の進行協議において、5月に原告、被告双方の証人尋問の実施が確定し、早期結審、判決の方向に大きく動き出しました。

1 陣地裁での勝利判決(2010年5月19日)、1陣高裁での驚くべき不当判決(2011年8月25日)、2陣地裁での再度の勝利判決(2012

年3月28日)に続き、2陣高裁判決は4回目の判決です。泉南アスベスト国賠は、今、大きな山場を迎えています。

私たちは、2陣高裁で、いのちや健康が何よりも尊重される「正義の証」、被害者が救済される判決を勝ち取る決意です。

### 2 建設アスベスト訴訟でも国の不作為責任を認定!

昨年12月5日、東京地方裁判所は、首都圏建設アスベスト東京訴訟において、泉南アスベスト国賠訴訟に続いて国の規制権限不行使の責任を認めました。

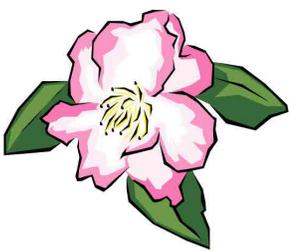
判決は、吹き付け作業に関しては昭和49年1月時点で、それ以外の建築作業に関しては昭和56年1月時点で、それぞれ防じんマスクの着用を義務付けなかった違法を認め、さらに、その実効性確保のための石綿の危険性等の警告表示や安全衛生教育の実施などについても国の規制権限不行使を認めました。国の

この不作為は、石綿を原料としている石綿紡織工場の被害においては一層妥当なものです。

国は、局所排気装置の設置を義務付けた昭和46年以降も、濃度規制の強化においても、測定結果の報告義務付けにおいても、さらに警告表示や安全衛生教育、防じんマスクの着用義務付けにおいても、必要な規制を行わず、そのために泉南地域の石綿紡織工場で深刻な石綿被害を長期に亘って発生させたのです。

### 3 政治の力で、1日も早い救済を!

提訴後7年で、すでに9名の原告が死亡し、被害者の救済は待たなすです。今度こそ、政治の力で1日も早い解決を強く要望します。



アスベスト国賠  検索 E-mail [asbestos@kitaosaka-law.gr.jp](mailto:asbestos@kitaosaka-law.gr.jp)  
<http://www.asbestos-osaka1.sakura.ne.jp/>

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団、大阪アスベスト弁護団、  
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

〒590-1505 大阪府泉南市信達六尾 595 072-483-4981 ファックス 072-484-0641

2013年2月1日(金)

アスベスト健康被害 専門家が  
電話でお答えします

相談ホットライン  
090-3273-0891 平日午前10時  
～午後5時

